

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行田市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

埼玉県行田市長

公表日

令和5年3月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>行田市は、地方税法、国民健康保険法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者の資格に関すること。 ・国民健康保険の保険給付に関すること。 ・国民健康保険の保健事業に関すること。 ・出産育児一時金及び葬祭費に関すること。 ・国民健康保険税に関すること。 ・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務に関すること。（以下「オンライン資格確認の準備事務」という。） <p>番号利用法別表第二に基づいて、行田市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	<p>1. 国民健康保険事務処理システム（自庁システム関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険（賦課）システム (2) 国民健康保険（資格）システム (3) 国民健康保険（給付）システム (4) 収納管理システム (5) 滞納管理システム (6) 宛名管理システム (7) 団体内統合宛名システム (8) 中間サーバー (9) 情報集約システム <p>2. 国民健康保険団体連合会関係システム</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国保総合システム (2) 国保情報集約システム <p>※上記2. (1)及び(2)は、国保連合会に設置される関係システムサーバー群と市町村に設置される国保総合PCにより構成される。</p> <p>3. 医療保険者等向け中間サーバー等</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険税賦課ファイル 2. 国民健康保険資格ファイル 3. 国民健康保険給付ファイル 4. 国民健康保険税収納情報ファイル 5. 国民健康保険税滞納情報ファイル 6. 宛名情報ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>＜国民健康保険の資格・給付・税に関する事務＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 番号利用法（平成25年5月31日法律第27号） <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 ・別表第一の16、30の項 2. 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（以下「別表第一省令」という。）（平成26年内閣府・総務省令第5号） <ul style="list-style-type: none"> ・第16条 ・第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 <p>＜オンライン資格確認の準備事務＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 番号利用法第9条第1項 別表第一の30の項 2. 別表第一省令第24条 3. 国民健康保険法 第113の3、第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: center;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p><国民健康保険の資格・給付・税に関する事務> 1. 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、同法別表第二 2. 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(情報提供の根拠) ・別表第二の第三欄(情報提供者)及び第四欄(特定個人情報)に以下が含まれる項 ①第三欄:「市町村長」 第四欄:「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三百十六条第一項(同法第四百条第三項において準用する場合を含む。)、第三百八条第一項又は第四百一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」 (46の項) ②第三欄:「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」 第四欄:「医療保険給付関係情報」 (1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項) ③第三欄:「他の法令による(他の法令により行われる)給付の支給を行うこととされている者」 第四欄:「他の法令による(他の法令により行われる)給付の支給に関する情報」 (12、15、78、109の項) ④第三欄:「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 第四欄:「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」 (17、106の項) ⑤第三欄:「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 第四欄:「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給に関する情報」 (22、88、97の項)</p> <p>・別表第二主務省令第1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2の2、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3 (30、46、88の項の主務省令は未制定)</p> <p>(情報照会の根拠) ・別表第二の第一欄(情報照会者)及び第二欄(事務)に以下が含まれる項 ①第一欄:「市町村長」 第二欄:「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」 (27の項) ②第一欄:「市町村長又は国民健康保険組合」 第二欄:「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」 (42の項) ③第一欄:「市町村長又は国民健康保険組合」 第二欄:「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」 (43の項) ④第一欄:「市町村長」 第二欄:「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」 (44の項) ⑤第一欄:「市町村長」 第二欄:「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」 (45の項) ・別表第二主務省令第20条、25条、25条の2、26条 (45の項の主務省令は未制定)</p> <p><オンライン資格確認の準備事務> ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113の3、第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課、総務部 税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市総務部総務課 電話048-556-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市健康福祉部保険年金課、総務部税務課 電話048-556-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年8月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年6月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年8月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年9月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年9月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ リスク対策				様式変更に伴い新規記載
令和2年3月19日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>行田市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者の資格に関すること。 ・国民健康保険の保険給付に関すること。 ・国民健康保険の保健事業に関すること。 ・出産育児一時金及び葬祭費に関すること。 ・国民健康保険税に関すること。 <p>番号法別表第二に基づいて、行田市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>行田市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者の資格に関すること。 ・国民健康保険の保険給付に関すること。 ・国民健康保険の保健事業に関すること。 ・出産育児一時金及び葬祭費に関すること。 ・国民健康保険税に関すること。 ・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務に関すること。(以下「オンライン資格確認の準備事務」という。) <p>番号法別表第二に基づいて、行田市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事前	
令和2年3月19日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	<p>1. 国民健康保険事務処理システム(自庁システム関係)</p> <p>(1)国民健康保険(賦課)システム (2)国民健康保険(資格)システム (3)国民健康保険(給付)システム (4)収納管理システム (5)滞納管理システム (6)宛名管理システム (7)団体内統合宛名システム (8)中間サーバー (9)情報集約システム</p> <p>2. 国民健康保険団体連合会関係システム</p> <p>(1)次期国保総合システム (2)国保情報集約システム</p> <p>※上記2.(1)及び(2)は、国保連合会に設置される関係システムサーバー群と市町村に設置される国保総合POCにより構成される。</p>	<p>1. 国民健康保険事務処理システム(自庁システム関係)</p> <p>(1)国民健康保険(賦課)システム (2)国民健康保険(資格)システム (3)国民健康保険(給付)システム (4)収納管理システム (5)滞納管理システム (6)宛名管理システム (7)団体内統合宛名システム (8)中間サーバー (9)情報集約システム</p> <p>2. 国民健康保険団体連合会関係システム</p> <p>(1)次期国保総合システム (2)国保情報集約システム</p> <p>※上記2.(1)及び(2)は、国保連合会に設置される関係システムサーバー群と市町村に設置される国保総合POCにより構成される。</p> <p>3. 医療保険者等向け中間サーバー等</p>	事前	
令和2年3月19日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)</p> <ul style="list-style-type: none"> (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 	<p><国民健康保険資格管理・給付事務></p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)</p> <ul style="list-style-type: none"> (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 <p><オンライン資格確認の準備事務></p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 2. 別表第一省令第24条 3. 国民健康保険法 第113の3、第1項及び第2項 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八條第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) :第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) :第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106の項) 並びに番号法別表第二主務省令第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、49、53条(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	<国民健康保険資格管理・給付事務> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八條第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) :第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) :第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106の項) 並びに番号法別表第二主務省令第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、49、53条(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	事前	
令和2年3月19日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (つづき)	:第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項) 並びに番号法別表第二主務省令第20、25、26条 <オンライン資格確認の準備事務> ・番号法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113の3、第1項及び第2項	:第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項) 並びに番号法別表第二主務省令第20、25、26条 <オンライン資格確認の準備事務> ・番号法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113の3、第1項及び第2項	事前	
令和2年6月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市総合政策部広報広聴課 電話048-556-1111	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市総合政策部財産管理課 電話048-556-1111	事後	機構改革に伴う変更
令和2年6月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年6月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年12月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市健康福祉部保険年金課、総務部収納課 電話048-556-1111	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市総務部総務課 電話048-556-1111	事後	
令和2年12月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市総合政策部財産管理課 電話048-556-1111	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市健康福祉部保険年金課、総務部収納課 電話048-556-1111	事後	
令和2年12月7日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年10月1日	事後	
令和2年12月7日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年10月1日	事後	
令和3年12月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部 保険年金課、総務部 収納課	健康福祉部 保険年金課、総務部 税務課	事後	
令和3年12月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市健康福祉部保険年金課、総務部収納課 電話048-556-1111	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市健康福祉部保険年金課、総務部税務課 電話048-556-1111	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年10月1日	令和3年11月1日	事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年10月1日	令和3年11月1日	事後	
令和4年12月23日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年12月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年11月1日	令和4年11月1日	事後	
令和4年12月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年11月1日	令和4年11月1日	事後	
令和5年3月9日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	行田市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (中略) 番号法別表第二に基づいて、行田市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。(後略)	行田市は、地方税法、国民健康保険法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (中略) 番号利用法別表第二に基づいて、行田市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。(後略)	事後	
令和5年3月9日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	(前略) (1)次期国保総合システム (後略)	(前略) (1)国保総合システム (後略)	事後	
令和5年3月9日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<国民健康保険資格管理・給付事務> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 <オンライン資格確認の準備事務> 1. 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 2. 別表第一省令第24条 3. 国民健康保険法 第113の3、第1項及び第2項	<国民健康保険の資格・給付・税に関する事務> 1. 番号利用法(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 ・別表第一の16、30の項 2. 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条 ・第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 <オンライン資格確認の準備事務> 1. 番号利用法第9条第1項 別表第一の30の項 2. 別表第一省令第24条 3. 国民健康保険法 第113の3、第1項及び第2項	事後	
令和5年3月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<国民健康保険資格管理・給付事務> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	<国民健康保険の資格・給付・税に関する事務> 1. 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、同法別表第二 2. 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事後	
令和5年3月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (つづき)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) :第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) :第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106の項)	(情報提供の根拠) 別表第二の第三欄(情報提供者)及び第四欄(特定個人情報)に以下が含まれる項 ①第三欄:「市町村長」 第四欄:「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」 (46の項) ②第三欄:「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」 第四欄:「医療保険給付関係情報」 (1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項) ③第三欄:「他の法令による(他の法令により行われる)給付の支給を行うこととされている者」 第四欄:「他の法令による(他の法令により行われる)給付の支給に関する情報」 (12、15、78、109の項) ④第三欄:「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 第四欄:「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」 (17、106の項) ⑤第三欄:「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 第四欄:「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給に関する情報」 (22、88、97の項)	事後	
令和5年3月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (つづき)	並びに番号法別表第二主務省令第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、49、53条	・別表第二主務省令第1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2の2、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3(30、46、88の項の主務省令は未制定)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (つづき)	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項)並びに番号法別表第二主務省令第20、25、26条 <オンライン資格確認の準備事務> ・番号法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113の3、第1項及び第2項	(情報照会の根拠) ・別表第二の第一欄(情報照会者)及び第二欄(事務)に以下が含まれる項 ①第一欄:「市町村長」 第二欄:「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」(27の項) ②第一欄:「市町村長又は国民健康保険組合」 第二欄:「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」(42の項) ③第一欄:「市町村長又は国民健康保険組合」 第二欄:「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」(43の項) ④第一欄:「市町村長」 第二欄:「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」(44の項) ⑤第一欄:「市町村長」 第二欄:「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」(45の項) ・別表第二主務省令第20条、25条、25条の2、26条(45の項の主務省令は未制定) <オンライン資格確認の準備事務> ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113の3、第1項及び第2項	事後	
令和5年3月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年11月1日	令和5年2月1日	事後	
令和5年3月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年11月1日	令和5年2月1日	事後	